



令和8年度5月版

北山農園

申込案内書



1. 農園について

農園名	北山農園	
所在地	高砂市阿弥陀町北山70番地	
使用料 (1区画)	令和8年度【10ヵ月】	11,990円
	年 額【12ヶ月】	14,388円
	使用料はそれぞれ、年度分の前納です。途中解約による使用料の還付は行いません。	
使用期間	令和8年度 令和8年6月上旬から令和9年3月31日まで 令和9年度以降継続する場合 令和9年度の使用料を納付すれば継続して使用することができます。	

2. 申込について

申込資格

- ・申込日において高砂市内在住、又は在勤の方
- ・農園の遵守事項を守れる方(P3「5. 遵守事項」参照)

申込期間

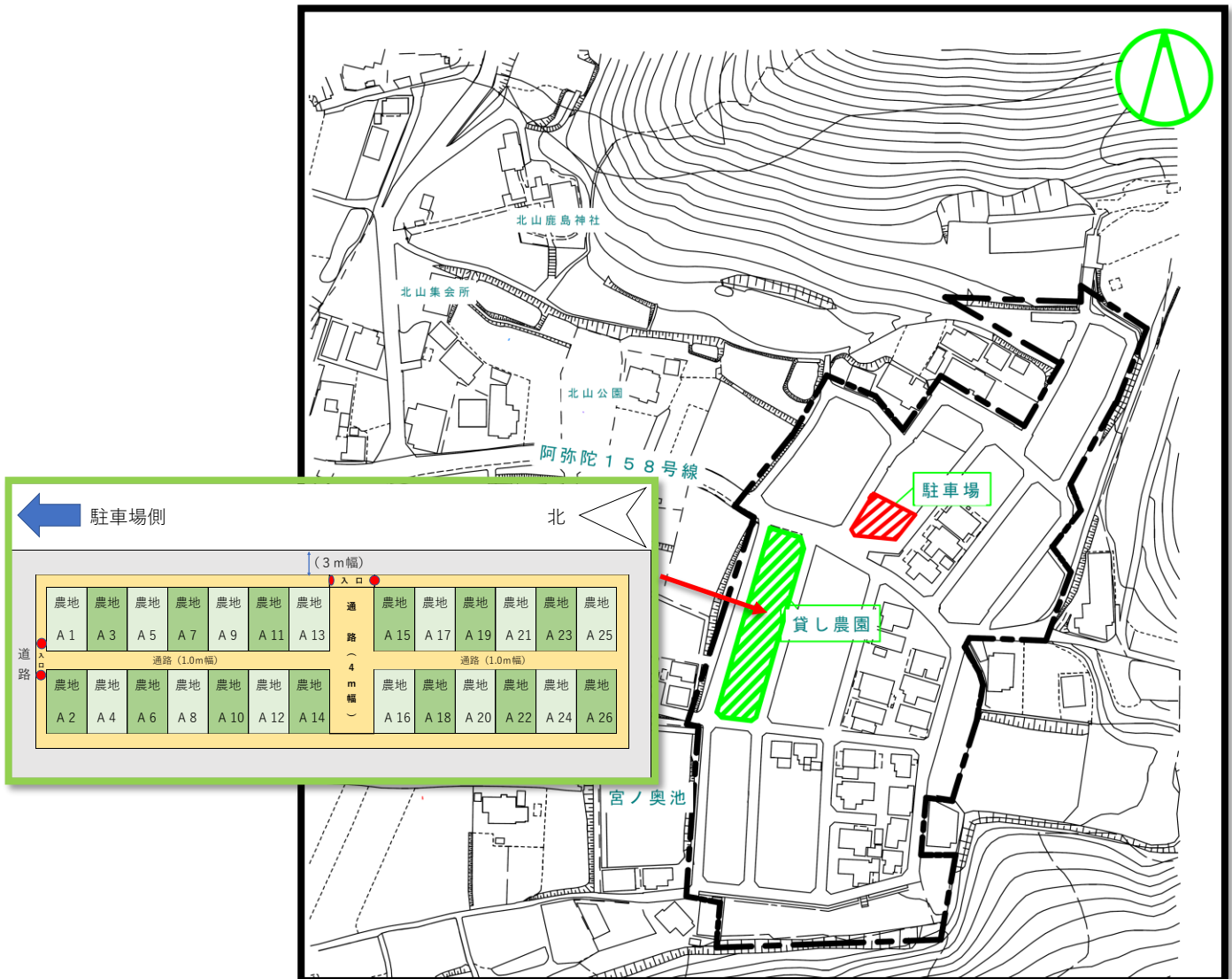
- ・令和8年4月27日(月)から5月13日(水)まで

※ 申込期間内に土木総務課に「貸し農園使用申込書」を提出してください。

3. 使用区画

区画面積	約30㎡ / 1区画
区画数	26区画
使用区画	1人 2区画まで (申込み多数の場合は1区画のみの当選となる場合があります)
区画割	杭及びロープによる区画表示
設備	貯水タンクのみ【水道なし】
駐車場	有り【ゆずり合って使用ください】

※ 2区画当選した場合は、原則隣合わせになるように致します。



4. 申込上の注意

- ① 申込者数が区画数より多い場合は抽選で使用者を決定します
- ② 区画番号は当選順に1番から順番に決定します

5. 遵守事項

- ① 貸し農園及び周辺施設の景観の保全に努めること
- ② ゴミ等は持ち帰ること
- ③ 区画の転貸、交換又は譲渡をしないこと
- ④ 他の方の栽培方法などに過度の口出しをしないこと
- ⑤ 周辺道路に路上駐車をしないこと
- ⑥ 工作物の設置は原則しないこと。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。(簡易タンク、道具入れ、防護柵等)
- ⑦ 火気の使用、動物の飼育をしないこと
- ⑧ 収穫物は自家消費とし、営利目的で販売しないこと
- ⑨ 周辺のため池には立ち入らないこと
- ⑩ 個人間のトラブル及び農園内で発生した盗難・器物破損、イノシシ被害等において市は一切の責任を負いません。

6. 申込みから使用までの流れ

時 期		手続きなど	備 考
4月	1日	高砂市HP掲載	使用申込書を 土木総務課に 提出
	27日	使用者の募集開始 ↓	
5月	13日	使用者の募集終了	
	15日	抽 選(使用者及び区画の決定)	区画は当選順 に決定
	18日	北山農園使用に伴う許可申請 (行政財産使用許可申請書)の受付開始	5月25日まで に提出
6月	上旬	・ 農園使用講習会(1時間程度)	使用料は 6月30日まで に納付
		・ 行政財産使用許可決定通知書の交付	
		・ 農園使用料の納付	
		・ 貸し農園の鍵渡し	
		・ 農園使用開始	
7月 ～ 3月		栽 培 期 間	
2月	下旬	行政財産使用(更新)許可申請書の提出	※農園を継続 する場合のみ

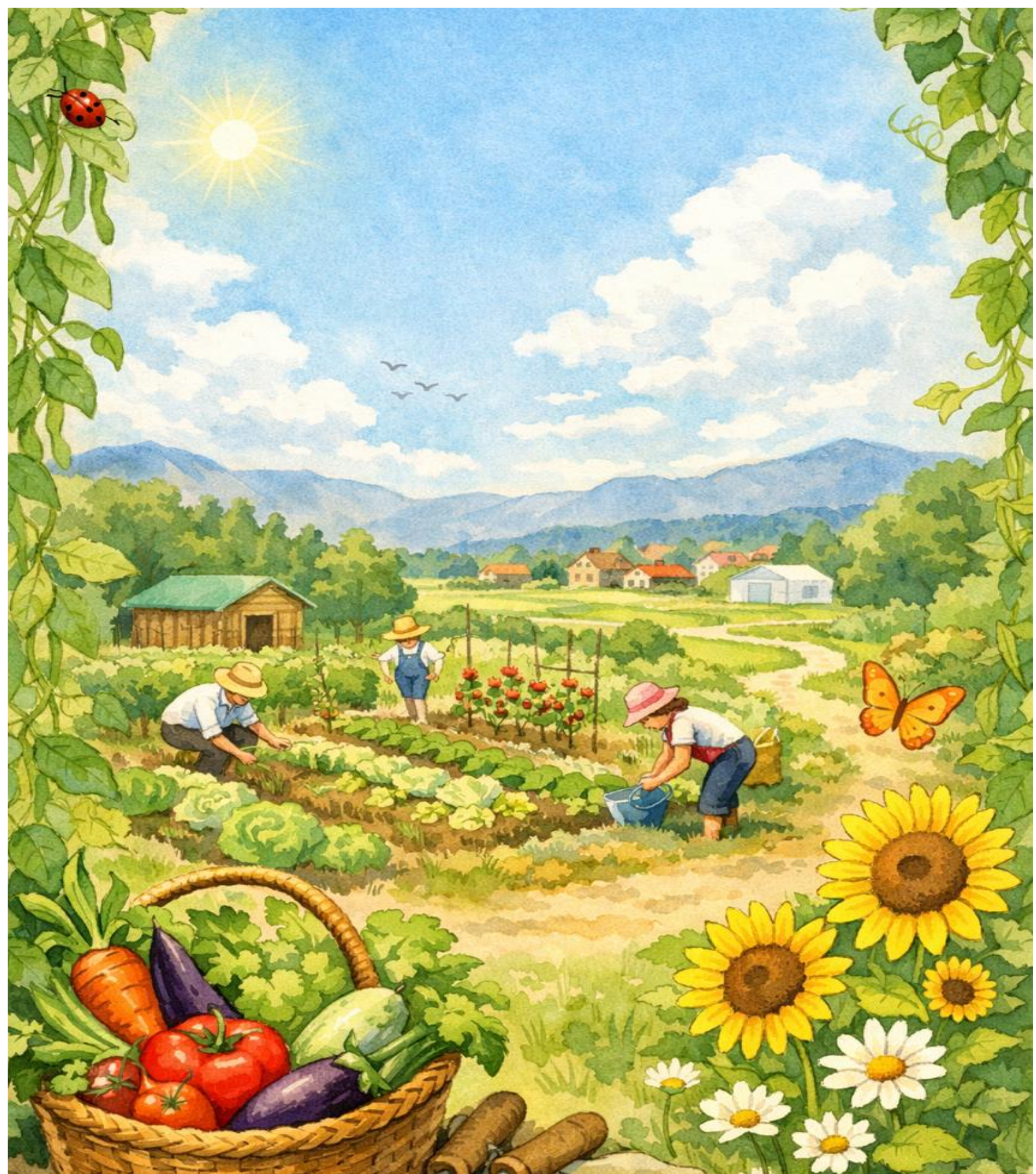
7. 栽培カレンダー

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パレイショ		収穫			植え付け			収穫			植え付け	
レタス	収穫				植え付け			収穫			植え付け	
ミニトマト	植え付け		収穫									
ほうれん草					植え付け	収穫	植え付け	収穫				
カボチャ		収穫		植え付け			収穫			植え付け		
ピーマン	植え付け		収穫									
ナス	植え付け		収穫									
オクラ		植え付け		収穫								
枝豆		植え付け		収穫								
ニンジン	植え付け		収穫	植え付け	収穫							
サツマイモ	植え付け				収穫							
ブロッコリー					植え付け			収穫				
ラディツシュ	植え付け					収穫						
玉ねぎ		収穫				植え付け						
ニンニク		収穫				植え付け						
キャベツ					植え付け			収穫				

8. 案内図



- ① 国道2号の阿弥陀交差点（黄色星印）を北に向かいます
- ② 600m程進むと左手に自動販売機（3台）が見えるので次の交差点を右に曲がります
- ③ 更に600m程進むと「鹿島神社」の看板が見えるので標識に沿って進みます
- ④ 道なりに300m進むと「北山農園」に到着します



高砂市 都市創造部 土木総務課

TEL 079-443-9040 (直通)